

※詳しくお知りになりたい方はお気軽にお電話ください

# 事業者への主な支援(コロナ関連)

★制度名をクリックするとホームページにジャンプします。

令和4年10月17日現在

	支援制度名	金額	給付(貸付)の内容・条件等	備考
国 補 助 金 等	持続化補助金 【商工会地区】 【商工会議所地区】	[通常枠]上限50万円 補助率2/3 [特別枠]上限100~200万円 補助率2/3~3/4	小規模事業者の販路開拓等のための取組にかかる経費を補助	申請〆切 ・12月9日 ・2月下旬
	事業再構築補助金	上限 500万円~ 8,000万円 補助率 2/3~3/4	売上高がコロナ以前と比較して10%以上減少している事業者の新分野展開や業種転換等の思い切った取組にかかる経費を補助	応募〆切 1月13日
	ものづくり補助金	上限 750万円~ 2,000万円 補助率 2/3	新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等にかかる経費を補助	応募〆切 ・10月24日 ・1月頃
	I T 導入補助金 (通常枠)	上限 450万円 補助率 1/2~3/4	データを活用した顧客獲得など生産性向上や接触機会の低減に繋がる I T ツールの導入にかかる経費を補助(IT導入支援事業者が提供するITツールが補助対象)	応募〆切 ・10/31 ・11/28
	I T 導入補助金 (デジタル化基盤導入枠)	上限 450万円 補助率 1/2~3/4	インボイス対応を見据えたデジタル化の推進のための会計ソフト、ECソフト等購入、PC・タブレット等ハードウェア購入、クラウド利用等の経費の一部を助成	応募〆切 10/3,10/17 10/31,11/14 11/28
	業務改善助成金 (通常コース・特例コース)	上限 30万円(労働者1人30円 引上の場合) 助成率 3/4~9/10	地域別最低賃金との差が30円以内の事業所が、最低賃金を30円以上引き上げ設備投資を行った場合、その費用を助成	申請〆切 1/31
	雇用調整助成金 (コロナ特例措置)	日額上限 原則 8,355円 売上減30%以上 12,000円	売上が5%以上減少した事業者が従業員の休業等に伴い支払った休業手当を助成	<b>特例措置期限</b> <b>11/30</b>
	【労働者への支援】 新型コロナウイルス感染症 対応休業支援金・給付金	日額上限 8,355円~8,800円	新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止措置の影響により休業させられた労働者のうち、休業手当の支払いを受けられなかった労働者に支給	<b>特例措置期限</b> <b>11/30</b>
県 補 助 金 等	長崎県 離職者雇用促進助成金	上限 有期雇用 15万円/人 無期雇用 30万円/人	新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた人を令和3年12月1日~令和4年11月30日の間で雇用したこと	申請期限 雇用した日から2カ月以内
	長崎県 省エネ等設備導入経営 改善支援事業費補助金	上限 100万円 補助率 2/3	原油価格や物価高騰の影響を受けている中小企業(宿泊を除くサービス業)の省エネルギー設備等の導入経費を支援	申請〆切 11月30日
融 資	新型コロナ特別貸付 【日本政策金融公庫】	限度額 8,000万円	売上が5%以上減少している生活衛生関係事業者の運転資金・設備資金	
	新型コロナ衛経 【日本政策金融公庫】	限度額 1,000万円	売上が5%以上減少している生活衛生関係事業者の運転資金・設備資金	

公益財団法人 長崎県生活衛生営業指導センター **ホームページはこちら** →  
 TEL 095-824-6329 FAX 095-822-8360  
 URL: <https://nagasaki-seiei.com> E-mail: [nagasaki-center@seiei.or.jp](mailto:nagasaki-center@seiei.or.jp)

